

電気通信事業法施行規則の一部を改正する省令案について

I 改正の背景

- (1) 電気通信事業法（昭和59年法律第86号）では、基礎的電気通信役務（国民生活に不可欠であるためあまねく全国における提供が確保されるべき電気通信役務）の適切、公平かつ安定的な提供を確保するため、同役務に関する規律を設けている。この基礎的電気通信役務の対象については、従前は、加入電話（基本料）、第一種公衆電話、緊急通報とされていた。
- (2) 平成22年12月に「ブロードバンドサービスが全国に普及するまでの移行期におけるユニバーサルサービス制度の在り方」（平成22年情報通信審議会答申。以下「平成22年答申」という。）において、「メタルの加入電話の提供義務が（略）光ファイバの整備に抑制的な影響を与える可能性を回避すること」を踏まえ、基礎的電気通信役務の対象に「加入電話に相当する光IP電話」を追加することが提言された。
- この提言を受けて、平成23年4月に電気通信事業法施行規則等の一部改正（平成23年総務省令第42号。以下「平成23年省令改正」という。）を行い、基本料金の額が適格電気通信事業者（NTT東西）が提供する加入電話の月額住宅用基本料金の額の最高額（現在1,700円）を超えないOABJ番号の光IP電話等のうち、加入電話を提供する事業者により提供されるものについて、「加入電話に相当する光IP電話」として基礎的電気通信役務の対象に追加することとした。
- (3) 平成23年省令改正の附則においては、加入電話に相当する光IP電話について「その提供の状況、市場環境の変化等を勘案しつつ検討を加え、必要な見直しを行う」ことが規定されているところ、平成23年省令改正から約2年が経過したこれまでの間に、光IP電話を取り巻く状況については、加入光ファイバ接続料の低廉化、OABJ番号の光IP電話の普及の進展、東日本大震災の復興エリアにおける通信インフラ整備の必要性等の変化が生じている。このような状況の変化を踏まえると、加入電話に相当する光IP電話の料金の要件を多様化することで、基礎的電気通信役務に関する規律が光ファイバ整備に抑制的な影響を与える可能性を回避することが期待されているといえる。
- (4) 本件電気通信事業法施行規則の一部改正は、こうした平成22年答申からの状況の変化等を踏まえ、基礎的電気通信役務の対象となる加入電話に相当する光IP電話の新たな類型を追加するものである。

Ⅱ 改正の内容

(1) 加入電話に相当する光 I P 電話の種類の追加（電気通信事業法施行規則第 14 条第 3 号関係）

基礎的電気通信役務の対象となる加入電話に相当する O A B J 番号の光 I P 電話の種類（※1）について、「その基本料金の額が、適格電気通信事業者が提供する加入電話の当該区域の局級区分に応じた事務用・住宅用区分の基本料金の額（プッシュ回線用のもの）（※2）を超えないもの」を追加する。

※1 これまでと同様に、基礎的電気通信役務の対象となる加入電話に相当する O A B J 番号の光 I P 電話は、加入電話を提供する電気通信事業者が提供するものに限る。

※2 適格電気通信事業者が提供する加入電話の局級区分に応じた事務用・住宅用区分別のプッシュ回線用の基本料金の額は次のとおり（括弧内は加入電話のダイヤル回線用の基本料）。

	3 級局	2 級局	1 級局	旧 2 級局	旧 1 級局
				（※3）	（※3）
事務用	2,500（同）	2,400（2,350）	2,400（2,300）	1,650（1,450）	1,350（1,150）
住宅用	1,700（同）	1,600（1,550）	1,600（1,450）	1,150（950）	950（750）

※3 旧 2 級局及び旧 1 級局とは、平成 7 年 2 月の基本料金改正前の旧 2 級局（加入者数 800 以上、8,000 未満）及び旧 1 級局（加入者数 800 未満）を指す。

(2) 附則

施行日を定める。

Ⅲ 施行日

施行日は公布の日とする。